

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第130条	「二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めたとき。」とあるが、公平性の観点から、削除すべきではないか。	今後、ルールを検討するにあたってのご意見として承ります。
2	附則第2条第1項	「制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量」とあるが、送電抑制が目的であれば、契約受電電力（託送契約上の最大受電電力）比率で按分していただきたい。	定格容量とは、契約受電電力（託送契約上の最大受電電力）であり、ご意見の定格容量比率按分となります。
3	附則第2条第1項	「制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知」とあるが、制約として選定した根拠（当該系統の系統構成、潮流状況等、一般送配の運用状況）もあわせて発電計画提出者に通知いただきたい。	一般送配電事業者から発電計画提出者への通知の際には、抑制量の基準値や系統構成等の必要な内容を含んで通知されるものと考えています。 なお、詳細な運用については、作業停止計画調整マニュアル（仮称）で整理して参ります。
4	附則第2条第1項	1. 「制約の対象として選定した発電機」とあるが、選定基準・範囲等が不明確。どのような（条件の）発電所が対象で、どのような（条件の）発電所は対象外であるとか、第244条第2項で言われる「公平性」とは何をもって「公平」なのか、基準等を示すべき。 2. 「発電計画提出者へ通知する」とあるが、いつ、どのタイミングで通知されるのか。また、その具体的通知内容・項目は？	発電制約量売買方式（暫定運用）は、広域連系系統（連系線は除く。）の作業停止に適用し、発電制約対象発電機は、現行の考え方（同一電圧階級+1電圧階級下位）を基本とすることと「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」で整理されています。また、対象外となる具体的な発電機の考え方や発電計画者への通知のタイミング等詳細な運用については、作業停止計画調整マニュアル（仮称）で整理して参ります。
5	附則第2条第2項～第5項	1. 「発電計画提出者間の協議、当事者間において発電制約量の調整」等、協議・調整を「事業者間で相対で行う」様に書かれているが、協議・調整等は「送配電事業者」が主体（あるいは仲介役として）となっていくべき。 2. 第4項および第5項の具体的調整方法が不明瞭。 調整を希望する発電事業者が、第2条第1項で「通知された情報」に基づき、どこかの発電事業者に「制約量を負担してほしい」とか、「おたくの制約量を●●円で引き受けます」とか直接連絡し合うということでしょうか。	「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、一般送配電事業者調整方式（本運用）を行うためには、適正な発電単価を把握する仕組みや費用負担の仕組みが必要不可欠であることから、これらの仕組みが整理されるまでの間は、発電制約量売買方式を導入（暫定運用）する方向で整理されたため、原案どおりとさせていただきます。なお、同検討会において、日本版コネクト&マネージを見据え、一般送配電事業者調整方式の導入（本運用）を目指し、引続き検討を進めることとしております。 なお、発電計画提出者間で行われる抑制量の調整は、事業者間で直接行われることから、抑制量の具体的な調整内容は、事業者間の合意により定められるものとなります。

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
6	附則第2条 第5項	<p>1. 「当該発電制約量の調整に係る料金」で言う「料金」とは何を指すのか。金額の決め方を明示願いたい。例えば、発電制約を受けることによる「期待売電収入の損失額」なのか。事前にはっきりとした料金基準（開示）が無いと調整もできない。</p> <p>2. 「料金その他の条件」とあるが、その他の条件とは具体的にどういう事を想定されているのか。上記料金の決め方にもよるが、例えば制御要請に対応するための作業費用であるとか、あらたに出力抑制装置等を新規導入した費用とかはどのようなのでしょうか。</p>	<p>「料金」とは、事業者間で抑制量を売買する金額となります。また、発電制約量の調整は、発電計画提出者が所有している発電設備の特性や燃料調達などの条件等を踏まえたうえで、発電事業者間の売買により実施していただく必要があるため、抑制量の調整に係る料金や抑制が可能な条件等の具体的な内容については、各事業者の判断によるものとなります。</p>